

A7 法令上根拠のない名称や、今回の改正による組み合わせの診療科名のうち、診療内容が明瞭でないものや、医学的知見・社会通念に照らし、不適切な組み合わせである名称については、患者等に対して適切な受診機会を喪失させることに繋がるとともに、不適切な医療を提供するおそれがあることから、これらを診療科名とすることは認められず、医療機関が当該不適切な診療科名を広告することは、法に規定する罰則をもって禁止されています。不適切な診療科名として、診療内容が明瞭でないことや医学的・常識的にみて不適切として厚生省が認められないとしている組み合わせ例を紹介します。

(1) 不適切な組み合わせとして認められない診療科名については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）に具体的に規定しているところ（則第1条の9の4参照）。

(2) 不合理な組み合わせ

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形又は形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患（例：アレルギー疾患アレルギー科）
小児科	小児、老人、老年又は高齢者（例：高齢者小児科など）
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳（例：呼吸器皮膚科など）
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓又は脳（例：頭頸部泌尿器科など）
産婦人科	男性、小児又は児童（例：男性産婦人科など）
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓（例：腹部眼科など）
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓又は心臓（例：消化器耳鼻いんこう科など）

上記の「不合理な組み合わせとなる事項」に挙げた例を見ますと、確かに不合理な印象を受けます。

(3) その他、法令に根拠のない名称については、診療科名として広告することは認められません。具体的には、以下に例示する名称は診療科名として認

められません。

◎ 医科に関する名称

「呼吸器科」、「循環器科」、「消化器科」、「女性科」、「老年科」、「化学療法科」、「疼痛緩和科」、「ペインクリニック科」、「糖尿病科」、「性感染症科」など

◎ 歯科に関する名称

「インプラント科」、「審美歯科」など

なお、これら法令に根拠のない名称と診療科名とを組み合わせた場合であっても、その広告は認められません。